

外国人受入れ事例紹介



リーガルゲート行政書士事務所
代表 井上 勉

もくじ

1. 外食業と飲食料品製造業	...4 P	4. 介護	...23P
・受入れ時のポイント	...5 P	・受入れ時のポイント	...24P
・雇用可能な在留資格	...6 P	・雇用可能な在留資格	...25P
・事例①	...7 P～10P	・事例④	...26P～P27
2. 建設業	...11P	5. よくある質問	...29P～31P
・受入れ時のポイント	...12P		
・雇用可能な在留資格	...13P		
・事例②	...14P～16P		
3. 農業	...17P		
・受入れ時のポイント	...18P		
・雇用可能な在留資格	...19P		
・事例③	...20P～P22		

事務所紹介



リーガルゲート行政書士事務所 行政書士 井上 勉

- ◆ 大分地方法務局・福岡出入国在留管理局大分出張所のすぐそば
- ◆ 外国人の手続き専門（就労ビザ、永住、国際結婚、外国人企業支援など）
- ◆ 大分県で最初の登録支援機関
- ◆ 特定技能外国人の就労支援・生活支援

事務所情報

住所	〒870-0033 大分県大分市千代町1丁目1番5号2階
電話	097-578-6702
E-mail	info@legal-gate.com
WEB	https://visasapo.com/
LINE 公式	https://lin.ee/WrlyjHp7



LINE 公式QR

1. 外食業と飲食料品製造業

外食業

調理やホールスタッフで、通常の就労ビザ(技術人文知識国際業務)で働くことはできない

→特定技能の在留資格を取得することが必要

飲食料品
製造業

製造ラインで、通常の就労ビザ(技術人文知識国際業務)で働くことはできない。

→特定技能の在留資格を取得することが必要

①技術・人文知識・ 国際業務

調理やホールスタッフ、製造員として働くことはできない。 Joyful のような大手外食業で**総合職**のような形や、飲食料品製造の **製造管理**や**商品開発**等であれば可能。
ただし**本人の学歴や職歴要件あり**

②特定技能1号

調理やホールスタッフ、製造員として勤務可能。 **最長5年まで**。
5年以上働きたい場合は、**特定技能2号の試験に合格**する必要があります。

③永住者、定住者、 日本人の配偶者等

日本人と結婚している人、永住者の配偶者等、定住者の配偶者等

就労制限がないので、日本人と同等に働くことが可能

④留学生

資格外活動許可(アルバイトの許可)を持っていれば、 **週28時間**(学校の長期休暇は40時間)まで勤務可能。仕事の内容は調理やホール、製造でも可。

事例①

外食業・飲食料品製造業

企業概要

大分県の老舗レストラン。
数店舗運営。従来から外国人アルバイトを積極的に採用していた。
現在は、レストラン部門だけでなく、食品加工・卸の部門もある。

相談内容（2018年秋ごろ相談）

アルバイトとして勤務している留学生を卒業後も、長く働いてもらいたいが、方法がないか。
卒業は、2019年3月。

当時は、特定技能が始まる前 → **技人国しか方法がない**

しかし ...

現在の店舗の状況や会社が本人に担当してもらいたい業務からすると、
技人国で在留資格をもらえる可能性がほぼ無い。

2019年から特定技能が開始されることが決まっていたため、その試験の合格とビザ
変更を目指し、会社、本人、当事務所で協力して準備を進めることになった。

受入時に工夫したこと

- 自社物件を寮として提供し、自己負担額を抑えた
- 就業規則・給与規定を見直し、日本人外国人の待遇の差をなくし、明確にした

受入後に苦勞したこと

- 留学経験者からの勤務者と、海外から直接くる勤務者で大きな日本語能力の差があり、現場が困惑した
- 日本人スタッフが、実は隠れて外国人を差別していた

現在

最初に受け入れた特定技能外国人は、責任者として統括マネージャーとなり、在留資格技術・人文知識・国際業務に変更。レストラン担当、食料品製造担当を含め 10人以上受け入れをしており、日本人の正社員数を超えている。

2. 建設業

建設現場の作業員としては、通常の就労ビザ(技術人文知識国際業務)で働くことはできない。

→技能実習か特定技能の在留資格を取得することが必要

建設業で外国人を受け入れるためには、会社が 建設業許可を取得していることや キャリアアップシステムに登録 しているなど、固有の要件がある

①技術・人文知識・
国際業務

工業系大学を卒業しており、**設計や施工管理など高度な技術職**として就労する

②技能実習
(育成就労)

国が指定した業務職種区分(**とびや建設機械施工など**)で、**現場作業員**として就労する。**通常3年まで**

③特定技能1号

国が指定した**3業務区分**で**現場作業員**として就労する。**最長5年まで**

④永住者、定住者、
日本人の配偶者、
留学生

※**外食・飲食料品製造業**と同じ

事例②

建設業

企業概要

大分県内の土木関係建設業。
下請けとしてトンネル工事等
に従事。

相談内容

大分県内でも地方部にあるため、作業員があつまらない。そのため、技能実習生の受け入れを検討している。関係性のない組合から受け入れするよりかは、自分たちで組合を立ち上げ、しっかりと実習生を監理して受け入れを進めていきたい。

※技能実習は、原則企業単独では受け入れができず、監理団体(組合等)を経由して受け入れを行う必要がある。

状況

監理団体(組合)を立ち上げ、外国の送り出し機関と協定を結び、受け入れを行っていくこととなった。

受入時に工夫したこと

- 自分たちで組合を立ち上げたことで、外国人材の選抜や費用管理、制度理解を円滑に進んだ
- ほかに地域の相場より高い給与水準を設定することで、質の高い実習生を確保できた
- 携帯電話契約の代行など、給与以外の待遇改善

受入後に苦労したこと

- 外国人を受け入れ監理した経験のある人材を確保すること
- 現場の職人たちに技能実習生のことを理解してもらおうこと
- 組合運営は、コロナ禍で資金繰りに苦労した

現在

組合も実習生の数が増え採算ベースをクリアでき安定した事業を継続している。受け入れ企業も給与水準を高くすることで、実習生のSNSの情報等を参考に、県外から自社へ転職を希望する外国人が増えてきている。

3. 農業

農業の作業員としては、通常の就労ビザ(技術人文知識国際業務)で働くことはできない。

→技能実習か特定技能の在留資格を取得することが必要

①技術・人文知識・
国際業務

農業計大学を卒業しており、**生産管理など高度な技術職**として就労する

②技能実習
(育成就労)

国が指定した**耕種農業・畜産農業**で、**現場作業員**として就労する。**通常3年まで**

③特定技能1号

国が指定した**耕種農業・畜産農**で**現場作業員**として就労する。**最長5年まで**

④永住者、定住者、
日本人の配偶者、
留学生

※**外食・飲食料品製造業**と同じ

事例③ 農業

企業概要

大分県内で露地栽培の農業。
従業員規模10名以上

相談内容

元々、人材不足に困っていたところ、外国人とその支援者から求職の申し込みがあった。
採用したいが、可能か？

状況

生産作物は単一種。またそれらの加工品の生産販売も行っている。

受入時に工夫したこと

- 空き家を提供・リフォームし、住環境を整備（リフォーム等は補助金対象の場合もあり）
- 露地栽培の収入変動を抑え、安定した仕事量を確保するため、加工や清掃などで仕事量を調整

受入後に苦労したこと

- 季節性があるため給与の変動が大きく、外国人との関係性は良かったが、転職してしまった。

現在

転職した外国人の後にさらに受け入れを行い、現在の勤務している外国人は 2年以上勤務を継続している。現在特定技能 2号の試験の準備を進めている。

4. 介護

介護職での受け入れは、複数制度がある

→施設や希望に応じて受け入れ手続きをすすめていく必要がある。

①介護

介護福祉士を取得していること。

②技能実習
(就労育成)

介護助手として就労する。通常3年まで

③特定技能1号

①介護助手として就労する。最長5年まで

④EPA

フィリピン、インドネシア、ベトナムで介護士
大分県内では、現在ほぼ0人
をもっている人が対象。

⑤永住者、定住者、
日本人の配偶者、
留学生

※外食・飲食料品製造業と同じ

事例④ 介護

企業概要

大分県内で複数の介護施設を
経営

相談内容

現時点での介護人材不足と中長期的な人材確保
のため、外国人材を受け入れたい

状況

複数施設を運営しているが、外国人受け入れ
実績はなし。

受入時に工夫したこと

- 複数の組合と複数の国から受け入れることで、1社1国に依存しない体制をとった。
- 別々の国同士で、同じ部屋の寮にはしなかった。
- 自社で日本語の勉強会やスポーツ大会を開催し、定着の支援を行った。

受入後に苦労したこと

- N4レベルの日本語力があっても、方言の強い高齢利用者との会話に苦労した
- 専門用語の理解や、現場スタッフのやさしい日本語での指示に慣れるまで時間を要した
- イスラム教への宗教的配慮が不十分だった

現在

10名を超える技能実習生・特定技能生の受け入れを行っているが、転職率は低く貴重な戦力として活躍してくれている。



リーガルゲート行政書士事務所
代表 井上 勉

住所 〒870-0033
大分県大分市千代町1丁目1番5号2階

電話 097-578-6702

E-mail info@legal-gate.com

WEB <https://visasapo.com/>

LINE 公式 <https://lin.ee/WrlyjHp7>



LINE 公式QR